

ヤッピーが答える
山形労働局

Q & A



はじめまして、山形労働局のイメージ
キャラクターの「ヤッピー」です。



 厚生労働省 **山形労働局**

公務員務員を志望する方が、気になる問いにつ
いてQ&A形式で、ヤッピーがお答えします。

問いは9つあります。概要的な問いになるので、
このQ&Aをご覧いただいた後に、さらに詳しく労
働局のことを知りたいと思った方は、労働局が
開催する「業務説明会」に参加してみてください。

さらに、人事担当職員に直接質問していただい
ても結構です。公務員志望の皆さまからの質問を
いつでもお待ちしております。質問することで、あ
なたの抱える疑問、不安が解消され、進むべき方
向性が見つかるかもしれません。

Q 1. 山形労働局とは？



A 1.

「働く」ということに関する4つ行政分野を総合的・一元的に運営しながら、山形に密着した労働行政を担うことを目的とした、厚生労働省の地方機関です。

【4つの行政分野】

- ・労働基準行政
- ・職業安定行政
- ・雇用環境・均等行政
- ・人材開発行政

地域に密着した仕事でやりがいを感じる事ができる職場です！



Q2. 労働局で働くには 労働行政に関する 知識は必要ですか？



A2.

採用時に特別な知識は必要ありません。

採用後の研修、現場での経験により、知識が身についていきます。研修が充実してるので、入省してから学習すれば大丈夫です。

ただし、労働行政は国民の生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられることが多いため、働くことに関連した事柄などに幅広く関心を持ってほしいと思っています。

また、人と接する機会が多いことから、人と接することが苦にならないという部分は必要です。



Q3. 採用後はどのような研修がありますか？



A3. <労働基準監督官の場合>

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっていますので、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます。



Q3. 採用後はどのような研修がありますか？



A3. <国家公務員一般職の場合>

採用後は、公務員として必要な基礎知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。

行政経験歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務又は役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための研修を実施しています。

全国の仲間が集まる研修に参加しスキルアップすることもできます。



Q4. 人事異動はどれくらいの頻度でありますか？



A4. <労働基準監督官の場合>

採用後2年間は、山形労働局又は山形労働局管内の労働基準監督署で勤務します。

管内の労働基準監督署は、山形・米沢・庄内・新庄・村山の5か所です。

採用後3年目からの2年間については、山形労働局から他の労働局へ異動します。

採用後5年目以降は、他の労働局から山形労働局へ異動し、山形労働局管内でおおよそ1～3年の間隔で人事異動があります。

採用後5年目以降は、山形労働局管内で働き続けることができます。

Q4. 人事異動はどれくらいの頻度でありますか？



A4. <国家公務員一般職の場合>

採用後は、山形労働局管内でおおよそ1～3年の間隔で人事異動があります。

★**事務官基準**は、労働局・労働基準監督署

☆**事務官共通**は、労働局・ハローワーク

を異動しながら多くの業務を経験します。

管内の労働基準監督署は、山形・米沢・庄内・新庄・村山の5か所です。

管内のハローワークは、山形・米沢・酒田・鶴岡・新庄・長井・村山・寒河江の8か所です。

人事異動に伴い、必ず転居する必要はありません。通勤圏内での人事異動もあります。

なお、原則、都道府県をまたぐ労働局間の異動はありません。

Q5. 給与等について 教えてください



A5.

<初任給>

- | | |
|---------------|----------|
| ☆ 労働基準監督官 | 197,900円 |
| ★ 一般職試験（大卒程度） | 196,200円 |
| ☆ 一般職試験（高卒程度） | 166,600円 |

※採用前の経歴に応じて加算されることがあります。

期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。

また、通勤手当、住宅手当、扶養手当など、各種手当があります。



Q 6 . 勤務時間・休暇について教えてください



A 6 .

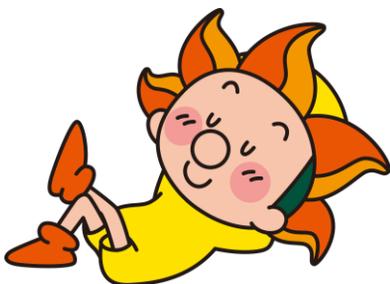
勤務時間

原則 8時30分から17時15分まで（休憩1時間）

休日

土曜、日曜、祝日法による休日、年末年始（12/29～1/3）です。年次休暇は、年20日です。4月1日採用の場合、採用日に15日付与されます。

その他、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。



Q7. 年次休暇（有休）は取得しやすいですか？



A7.

とても年次休暇を取りやすい職場です。労働局は年次休暇の目標の年間取得数を**16**日以上としているため、すべての職員が率先して取得しています。また、月に**1**回以上は取得するように心がけており、年次休暇を取らないと上司から取得するように声かけがあります。

令和5年に年次休暇を年間**16**日以上取得している職員は全体の**84.4%**でした。

夏季休暇と年次休暇を併せて取得して、大型連休にしている職員もいます。



Q 8. 残業はどれくらい ありますか



A 8.

基本的に勤務時間以内に業務が終了していれば、残業をすることなく退庁することができます。

ただし、所属や部門によっては、時期的に業務が集中し、忙しくなり勤務時間内に業務が終わらない場合もあるため、その場合は、残業することがあります。



Q9. 採用までの流れを教えてください



A9.

<労働基準監督官の場合>



山形労働局での勤務を希望する場合は、第二次試験合格後に、山形労働局での採用面接を受験してください。

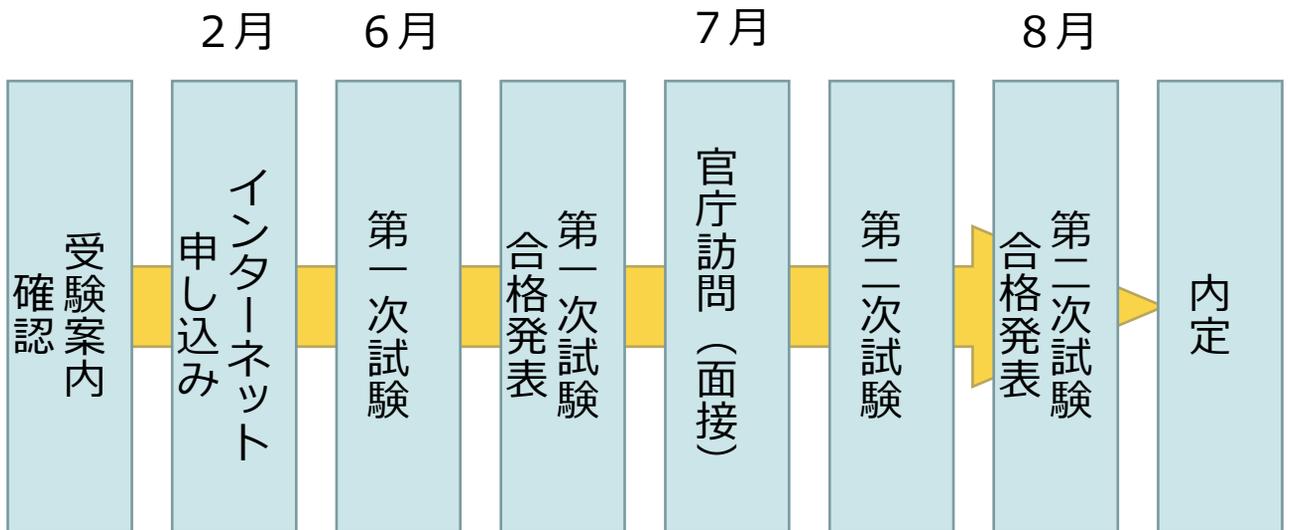
※労働基準監督官は第二次試験合格発表後に、勤務を希望する労働局で採用面接を行うため、国家公務員一般職と採用までの流れが異なります。

Q9. 採用までの流れを教えてください



A9.

<国家公務員一般職の場合>



山形労働局での勤務を希望する場合は、山形労働局で官庁訪問（採用面接）にお申し込みください。

※国家一般職は第一次試験合格発表後に、勤務を希望する労働局で官庁訪問（面接）を行うため、労働基準監督官と採用までの流れが異なります。